

第百七十一回国
参議院經濟産業委員会會議録第十三号

平成二十一年五月二十六日(火曜日)

午前十時十五分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

石井 準一君

補欠選任

塚田 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

櫻井 充君

理事

藤原 正司君

増子 輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川 イッセイ君

委員

木俣 佳丈君

鈴木 陽悦君

津田 弥太郎君

直嶋 正行君

中谷 智司君

前田 武志君

塚田 一郎君

松田 岩夫君

松村 祥史君

丸川 珠代君

谷合 正明君

松 あきら君

松下 新平君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

国務大臣

(内閣官房長官)

河村 建夫君

政府特別補佐人

公正取引委員会
委員長

竹島 一彦君

事務局側

常任委員会専門
員

山田 宏君

政府参考人

公正取引委員会
事務総局経済取
引局長

舟橋 和幸君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(櫻井充君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十二日、石井準一君が委員を辞任され、その補欠として塚田一郎君が選任されました。

○委員長(櫻井充君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、公正取引委員会事務総局経済取引局長舟橋和幸君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(櫻井充君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河村内閣官房長官。

○国務大臣(河村建夫君) おはようございます。

ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法については、平成十七年の一部改正法の附則第十三条において、施行後二年以内に、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとされております。

施行後二年以内の見直しの結果、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、排除型私的独占、一定の不正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の所要の改正を行うため、政府といたしましては、独占禁止法等の一部を改正する法律案を第百六十九回国会に提出いたしました。継続審査になった後、第百七十回国会において廃案となり、成立を見るに至りませんでした。しかしながら、一刻も早くその実現を図るために、所要の修正を加えた上で、ここにこの法律案を提案し、御審議願うこととした次第であります。

次に、この法律案について、その主要内容を御説明申し上げます。

第一に、課徴金の適用対象について、排除型私

的独占及び優越的地位の濫用など一定の不正な取引方法を新たに課徴金の対象とすることとしております。

第二に、不当な取引制限において、主導的役割を果たした事業者に対する課徴金を割り増す制度を導入することとしております。

第三に、課徴金減免制度について、減額対象事業者数の拡大、企業グループ内の事業者の共同申請制度を導入することとしております。

第四に、課徴金の納付を命ずる手続について、会社分割等により事業を承継した会社に対して納付を命ずる制度の導入等を行うこととしております。

第五に、企業結合に係る届出制度等について、会社の株式取得に係る事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準の変更、合併、分割及び事業等の譲受けの届出に係る規定の見直し等を行うこととしております。

第六に、不正な取引方法による侵害の停止又は予防に関する訴訟上の救済を円滑化するため、文書提出命令の特則を導入することとしております。

第七に、不当な取引制限の罪等に対する懲役刑を引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(櫻井充君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

一

○津田弥太郎君 民主党の津田弥太郎です。

昭和二十二年の制定以来、経済の憲法というふうに位置付けられ、極めて重要な役割を果たしてまいりました独禁法の改正に對しまして、トップバッターで質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私は、機械・金属産業の中堅、中小の多くを占める労働組合の出身ということでもありまして、従来からこの独禁法あるいはこれを補完する下請法、これらについて強い問題意識を持ってまいりました。本日は、主にそうした立場から、今官房長官が御説明をされました優越的地位の濫用あるいは不当廉売、あるいは課徴金関連の問題を中心に質問をさせていただきますというふうに思っております。

それから、今回、審判制度の見直し、これも大変重要な点でございますが、これらにつきましましては同僚の中谷議員を始め、お仲間にも譲りたいというふうに考えております。

まず、この本法案について衆議院で附帯決議がなされたわけでございます。その書き出しというのがこういうふうになっております。最近の急激な経済情勢の変化に伴い、かつてなく中小企業や下請事業者の利益が不当に害されるおそれが高まっていることにかんがみ云々というふうに附帯決議で、衆議院で行われておるわけでございまして、私はこの現状認識、これ全面的に賛同しておりますわけでございますが、これはあくまでも国会の決議でございますので、政府におかれても同様の認識をお持ちでいらっしゃるかどうか、官房長官、お答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(河村建夫君) ただいまの認識についてでございますが、御案内のように、昨日月例経済報告も出されております。我が国の景気はこのところ悪化のテンポが緩やかにはなった、しかし、引き続き厳しい状況にあるという認識でございます。

最終需要が大幅に減少するという厳しい経済情勢の下では、やはり価格交渉力に乏しい中小企業、

特に下請事業者に不当なしわ寄せが行く、行きやすい、このことについては十分気を付けなきゃいけない問題であるというふうに認識をいたしております。

○津田弥太郎君 極めて、官房長官もこの附帯決議については同様の認識を持たれているということでございます。

なお、私事ですが、私の出身組織のJAMという組織ですが、私ども、私の出身の組織の究極の目的に物づくりと公正取引ということ運動方針の一番に掲げております。公正取引というのは一産業のエゴではない、我が国のこの多重構造とも言われる産業構造の中で、いわゆる下請的な問題というのは常にあるわけで、過去においても今日においても、恐らく将来においてもそういうことは常にあるだろう、そのことに對して常にこの公正取引を求めていく取組というのは、当事者はもちろんのこと、我々法律を作る立場、あるいはそれを実行される政府の立場、それぞれにおいて常に意識をして取り組んでいかなければならないことではないか、そういうふうにご考えておるわけでございます。

今回の改正で、優越的な地位の濫用に對する対策が強化されるということでありまして、改正案は私もそういう面では賛同をしておりますし、大いに期待を申し上げたいというふうに考えております。しかし、小売業などちよつと違うのかというふうに思うんですが、製造業の場合、長年の間、いわゆる親子関係、親、子、孫、ひ孫、やしゃご、その先はちよつと分らないんですが、そういういわゆる産業構造にあるわけでございます。この優越的に取引状況の変更を迫られた場合に、なかなか断ることができない、これ本場に多くの、本当は腹の中ではこのやろうと思つていてもなかなか、それはやっぱり言われたらそれに従わざるを得ないというのが現場の私は実態ではないのかな、そんなふうにいるわけでございます。

したがいまして、どうしてもノーと言った場合に何らかの報復的な措置があるんじゃないかとい

うおそれ、危惧、これを常に持たざるを得ない、したがって、優越的地位で価格の引下げを求められて、それに対して、はいというふうに言つてしまふ。その価格を引き下げる側も、丁寧に説明して納得してもらったんだと、こういう話になるわけですから、独禁法違反にはならない。こういう話はもう掃いて捨てるほどたくさんあるわけでございまして。

しかし、この特定者同士の取引においては、結局どことが通報したかということが比較的容易に明らかになってしまふわけです。つまり、通報するという行為というのは、これはまあここまで出てくるわけですから、実際には今言いましたように結局分かっちゃう。だれが通報したかということが分かってしまふんです。なぜか。後で私、時間があれば具体的な事例を説明してもいいんですけれども、そのため、実際問題として下請の側からの通報というのは相当程度のリスクを伴うわけでありまして、非常に困難でございます。このことに、この現状、これについて官房長官は御理解をいただけるかどうか、お答えをいただきたい。

○国務大臣(河村建夫君) 今、津田先生御指摘ありましたとおり、下請事業者にありましては、親事業者の違反行為を公正取引委員会に申告したと、そのことが親事業者に知られたような場合にと、その後の取引が困難になると、こういうことを危惧する状況があると私も理解をいたしております。このために、下請業者からの申告にすべてを掛けるようなやり方というのは、これは、これ以上を負荷を掛けるということについては期待をすべきではないだろうと。もちろんそういうことも場合によっては必要でありましようが、このことはやっぱり十分認識した上で取り組まなきゃいかぬと思っております。

こうした状況でございますので、公正取引委員会の方も、下請法に基づきいわゆる書面調査を積極的に実施をいたしております。違反行為の発見に努めようということで、またあるいは下請事業

者向けの説明会を開催する等々、いわゆる申告しやすい環境の整備、これに今努めておるところでございます。

○津田弥太郎君 多少蛇足ですがけれども、一九八〇年代、まだ週四十時間労働が決まっていなかった、我々製造業の労働組合というのは、年間の労働時間を二千時間を切るという取組を随分一生懸命やりました。ところが、メーカーは、労働時間を短縮すると生産がどうしても下がるということがあって、なかなか進まない。当然サプライヤー、部品を提供する側も、メーカーに對して常に提供する側ですから労働時間はなかなか短くならない。もちろん賃金水準は、メーカーと比べたらサプライヤーは当然その二割減とか三割減という賃金の安さであります。

労働組合としては、メーカーの労働組合、労働者の賃金を目標に頑張っておりますけれども、賃金の部分ではなかなか迫ることは難しいと。せめて労働時間ぐらいいはメーカーと同じぐらにしたいなという形で実は取り組んだサプライヤーがあつて、そのことをある会合の場で、うちは、あえて言いますけれども、自動車メーカーのT社、T社でいいんだよね、その、給料はもう全然かなわないけれども、せめて労働時間ぐらいいは一緒にしたいと思つて今一生懸命取り組んでいるんだと発表したら、後刻、そのT社の下請担当のところからその労働組合の会社の役員のところと連絡が入つてきて、おまえのところはおれのところと同じ労働時間にするのか、とんでもないやつだと、それだつたらもつと単価を下げるぞと、こういう話を受けたわけであります。

これは今、優越的地位の濫用とはまたちよつと違う話ですがけれども、このくらい、言つてみれば親、子、孫の関係というのは非常にシビアな状況にある。長官も同じような認識を持っていたいていというところで、私は、そういう中で非常に下請側から通報するというのは大変困難であるというところ、その一例ということを申し上げたわけでございます。

そういう意味で、公正取引委員会による日常生活の中で、職権探知、職権でこれらの優越的地位の濫用が行われているかどうかということについて調べていただく、そして不定期に抜き打ちの監査、こういうことの実施が行われることを強く私は期待を申し上げたい。この点の現状がどうなっているかというのが一点、それから、もし今回の独禁法の改正案が成立した後にはどのような状況になるのかを二点、この二つの点と、この改正に当たっての決意を含めて竹島委員長から御答弁をいただきたいと思っています。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 製造業の場合は、優越的地位の濫用の話になりますと、これは具体的には下請法の執行で対応させていただいているというのが現状でございます。それでニーズは十分に把握できているんじゃないかと思えます。

その下請法違反事件はどのように発掘しているかと申しますと、先ほど官房長官との間で御質疑がございましたように、下請事業者から具体的な情報で公正取引委員会が上がってくるということは期待できないと。全くないわけじゃないんですが、期待できないので、我々の方で中小企業庁と手分けをいたしまして毎年約十数万社の下請事業者アンケート調査とか、調査を掛けておりまして、それで問題のあるところを我々が目星を付けてまして、それで調べているというのが現状でございますし、多くの勧告も出させていただいていますし、だから、事後的な減額については元に戻さないということ、これは二十億、三十億円という金額のものを勧告によって戻させていると。それから、支払遅延についてもちゃんと利息を払いなさいと。一四%を上回る遅延利息を払っていただくというようなことで一生懸命執行に努めているわけでございます。

一方、優越的地位の濫用で私どもが見て問題があるという分野は、これは物流の世界とそれから大規模小売業者の納入業者いじめということだと思っております。これらにつきましては、特別の

特殊指定を發しまして、こういうことをやれば違反になりますよということを周知しております。特に件数が多いのは大規模小売業者による納入業者いじめ、これについても積極的に取り上げているわけでございます。それからこのことは、この改正法案に盛り込まれております優越的地位の濫用については新しく課徴金の対象になるということでございます。したがって、そのことというのは、そのことだけでまずかなり抑止力になると思いますし、我々としても積極的にその課徴金の対象になるという規定を發動すべく努力してまいりたいと思っております。

○津田弥太郎君 済みません、決意は非常によく分かりました。

私が提案しているのは、この不定期の抜き打ち監査の実施、これについて、幾つかの特定の業種についてというお話でありますけれども、そうではなくて製造業も含めて対応できないか。下請法で対応するというお話がございました。下請法の問題は、資本金の問題で限定をされております。これは、衆議院でもこのことが議論になっておりますけれども、したがって、やはり私は、公取として職権探知というのを、不定期に抜き打ち監査をするということはどうしても今後必要になってくるんじゃないかというふうに私は認識しております。もう一声いかがですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 抜き打ち検査をするにはやぶさかじゃないんですが、そのためには情報が必要じゃないわけでございますし、それで、下請法に見られるように黙っていたら情報の上がってこないで、こちらから積極的に書面を送って調査をしている。これは一種の職権調査みたいなことなんです。これを下請ではないそれ以外の一般的な製造業の取引において優越的地位の濫用の規定をもっと積極的に發動すべしという御趣旨かと思いますが、これは情報にもう極めて依存せざるを得ない。したがって、これから優越的地位の濫用もその課徴金の対象になるということになりまして、そういう情報が入ってくる

ということを我々は期待しているわけで、やみくもに立入りをしたり抜き打ち検査をするわけにまいりませんので、やはりそういうことをすればこれはこういうペナルティーがあるんだというやっぱり意識が親事業者なり優越的地位の立場にある事業者が認識してもらおうと、そのことについては、それがまず一番大事だと思っていますので、一生懸命PRさせていただきたいと思えます。

○津田弥太郎君 公取の実情もそれなりに理解できるわけでありまして。公正取引委員会のスタッフが、本局が三十七名を含めて全国で六十四名。これ、多いと見るか少ないと見るか、私は大変少ないというふうに見るのが順当な見方ではないかなというふうに思うわけですが、そういう体制の中で非常に御努力をいただいているということは私も十分理解ができるわけでありまして、その点、頑張ってください。

同様に委員長にお聞きをしたいわけでありましてけれども、労働基準監督署との連携スキームというものをもちだすというふうに聞いております。特に法律に明確に書いてあるわけではないけれども、これはやはり関連が非常に深いということで、労働基署との連携スキームがあると。しからば、私は税務当局との連携スキームもあっていいんじゃないか。特に委員長におかれましては、元々平塚の税務署長とか国税庁の長官もされておられて、非常に税務の実務にも明るいというふうに聞いておるわけでありまして、そういう点では税務当局との連携というのも大変重要ではないか。と。親企業からの指示による協力金、これらの経済上の利益の提供というのは、受注側からの申告で調査するのではなくて、税務当局の調査の過程で実態を把握し、公取として違反行為に対する厳正な対策を講じていくことができるんじゃないか、私はそんなふうに思うんですが、いかがですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) おっしゃるとおり、関係の行政機関との連携というのが今よりもっとできればこれは結構なことだと思っております。

ますが、現状は、そう思いつつも限定されているというのが現状でございます。

国税庁との関係は、酒の不当販売、これに関して協力をしております。人も派遣してもらったり情報も共有するという形で協力してもらっていますが、そうじゃなくて、今御指摘の協賛金とかそれから談合金、法人税の調査で談合金のやり取りなんということが税務当局では分かるわけですが、そういう情報は実は公正取引委員会がもらえば我々としてそれを取っかかりにして調査ができる。しかし、それは現状できておりません。

これというのは、それぞれ、御存じのとおり法人税法にも所得税法にも、一般の国家公務員法に書いてある守秘義務とは別にそれぞれ職務で知り得たことはその目的以外に使っちゃいけないと、それをやっちゃうと罰則が掛かるということになっておるわけでございます。それが基本的に壁になっておるわけでございますが、我々として欲しい情報ももらえないというのが実情でございます。

これは基本的な仕組みの問題でございますので、私は個人的には、公益のためとか、一般に情報を漏えいするのはこれは論外であります。行政機関同士でお互い有用な情報を交換できるようなスキームができればこれは非常に望ましいと思っておりますが、現状はなかなか、今申し上げた守秘義務の壁がございまして、できておりません。○津田弥太郎君 これ、守秘義務というふうにおっしゃって片付けてしまえば、ちよつと余りにも問題は私は大きいことではないのかなというふうに思うんです。

官房長官、これはやっぱり何とかしなきゃいけないんじゃないでしょうか。これ、この守秘義務からこの協力金とかそういう問題については外すという方向を是非検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(河村建夫君) 御指摘の点踏まえて、どういう形で外せるのか、あるいは今までにそういう形を取ったことがあるのか、検討してみたい

というふうに思います。
○津田弥太郎君 是非お願いを申し上げたいと思います。

さて、この優越的地位の問題で再三やり取りをさせていただいておるわけでございますが、今回の法案でこの優越的地位の濫用などの不正な取引方法に対して新たに課徴金が適用される、これが今回の改正案の趣旨でございます。四年前の法改正においては構成要件の明確化が大変難しいというところで法案に盛り込めなかった経緯を考えますと、私は、今回の改正は率直に評価を申し上げます。たいなというふうに思うわけでございます。

しかし、今後の課題ということは、適法か違法かの線引き、これを分かりやすく示していかなければならない、これは大変重要な点であります。その意味で、ガイドラインの果たすべき役割というものは私は大変極めて大きい、今まで以上に今回の改正によって大変大きくなったのではないかとこのガイドラインについて、私は強い要望をしたいというふうに思っております。

今回、課徴金が導入される不正な取引方法の中でも、例えば不当販売、これについては昭和五十九年に横断的なガイドラインが作成され、三年前にも改定も行われておるわけであります。これ、出されております、ガイドライン。一方で、この優越的地位の濫用、これについては部分的な言及はなされております、部分的に。しかし、横断的、体系的なガイドライン、これは作成をされておられません。これ、不当販売と優越的地位の濫用と扱いが全然違うという状況が今あるわけでございまして。したがって、中小製造業の実情を踏まえると、この優越的地位の濫用のガイドラインの必要性というものは大変極めて高いのではないか、その制定を私は強く政府に求めたいというふうに考えているわけでありまして。

竹島委員長、この優越的地位の濫用に関するガイドラインを是非作成していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 我々、ガイドラインを示すときには、具体的に問題があつて、それも少しではないと、かなりあるというふうな場合に、その具体的かつ特別なニーズに対応してガイドラインを出すということを考えていただいております。一般的ガイドラインとなりまして、これはややもすれば法律の説明みたいなこととなりますので、具体的に違反事例がこういうふうにあるんだというものが我々として蓄積としてありまして、それに対してはやっぱり効率的、迅速にその事件処理をするためにガイドラインを示すというのが我々の基本的な考え方なわけでございます。

そういう意味から申しますと、先ほど来申し上げていきますように、製造業においては下請法というものがどんと、その優越的地位の濫用の言わば迅速、効率的な処理のために法律がまずあるということございまして、それにはみ出るものというものはそんなに実は多くない、製造業の場合には。ただし、流通業の場合、大規模小売業者がその典型でございまして、それから運輸業における荷主とトラック事業者の関係、こういったところにはもう既に特別な指定をして、ガイドラインのみじゃなくても指定までして実行しているということございまして、それからはみ出ているところというのは確かにございまして、どれも、ただ具体的な事件がありニーズがあるのかということについては、一般的なガイドラインを示すまでに至っているのかなというところについては若干、私、そこまでまだ行っていないというのが正直なところでございます。

これからその課徴金の対象にもなつて、具体的な事例が積み上がつてきて、やっぱり優越的地位の濫用については一般的なガイドラインも必要だというふうなことになると思います。これは時宜を逸せずに検討させていただきたいと思つております。

○津田弥太郎君 先ほどもちよつとやり取りをさせていただいたんですが、この下請法の問題とい

うのは、親事業者が資本金三億円超という設定があつて下請事業者が資本金三億円以下という関係、あるいは親事業者が資本金一千万円超三億円以下という位置付けで下請事業者が資本金一千万円以下と。これに当てはまらない、逆に言えば、事例というのはこれ適用にならないわけですね。ですから、そういう面ではこの下請法には限界があるわけですね。これは衆議院でも随分やり取りをしていくわけでありまして、私はこの法案の改正には賛成するんだけれども、やっぱり下請法で対応できる限界があるものですから、是非ガイドラインを作つていただきたい。

竹島委員長は作らないとおっしゃらなかった。この法案が実行されていく中で必要性がある場合には作っていくというお話をされました。私は、この優越的地位の濫用という問題については、濫用する側、濫用される側、それからこの濫用に よつて様々な影響を受ける一般ユーザー、国民の側、どの側にとつてもこれはいいことではない。したがって、こういう場合は濫用になるから良くないんだよということ明確にしていくというものは大変重要。言葉は分かりませんが、言葉は分かりませんが、いざ具体的な事例に当てはめてこれは駄目だよ、ここまではある程度自由経済の下における交渉としてはあるでしょうと、しかし、これを超えたらこれは問題なんですよということを示すしていくということは、この今回の改正を明示するに当たつて大変重要ではないかというふうに思うものですから、ちよつとこだわらせていただきたいと思います。是非今後ガイドラインを作成するという方向性で進めていただきたいということを要望を申し上げておきたいというふうに思っています。

さて、かねてより強く問題が指摘をされているものに採算度外視の低価格入札、もう最近多いんですね。櫻井委員長はタクシーの問題でもやられておりますけれども、この低価格入札、これがございまして。これは公正取引の観点のみならず、低価格が労働条件の悪化あるいは安全性の低下、こ

ういうものにもつながることから極めて看過できない問題だというふうに私は考えております。

そこで、竹島委員長にお答えをいただきます。というふうに思うんですが、この採算度外視の低価格入札、これも一定の条件に合致すれば不当販売に当たる、この法案の成立後には課徴金の対象にもなる、このことで間違いございませんか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) おっしゃるとおり、要件に合致すれば公共事業における不当販売も当然課徴金の対象になります。

○津田弥太郎君 分かりました。

その場合、ネックとなつてくるのは、この法案の第二十條の四に書かれております継続あるいは当該行為を繰り返すという文言だというふうに思うわけでございまして。これに加えて、周辺の商圏に大きな影響が出ているかどうか、こういった兼ね合いで実際の処分は是非が決まるんだというふうに見えるんですが、この入札については、通常の商品販売とは明らかに形態が異なるわけでありまして。周辺の商圏云々とかという、そういうこととはもう全然違う世界なわけでございます。

仮に、A市の入札と隣にあるB市の入札とで実施主体が異なるから継続性が遮断されるというふうな解釈をされるということになりますと、独禁法はある面ではざる法になつてしまふ、こういうおそれを感じるわけでございまして。採算度外視の低価格入札ということについて、課徴金も用いて悪質な事業者を厳正に処分していく、その決意を是非、竹島委員長からお示しをいただきたいというふうに思っています。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) あくまでもこの法律が定める要件に合致しなければ課徴金の対象になりませんが、合致する場合には当然適用するわけでございまして、今A市、B市のお話をされましたが、同じ公共事業の世界において不当販売を繰り返したという場合は、これは当然その繰り返し、同じA市でなきゃならないということではないわけでございまして、公共工事の場合も、確かに一般の商品と違いますけれども、私どもは工

事原価というものやちゃんと計算をいたしまして、それを下回っているかどうかというのが簡単に申し上げますと大きなファクターでございますので、あとは他にどれだけの悪影響を及ぼしたかという影響要件もございまして、そういう判断基準はもう既にガイドラインで示しておりますから、これに基づいてきちっと調査をし、要件に該当する場合は課徴金の対象とすると、こういうことで臨ませていただきたいと思います。

○津田弥太郎君　ありがとうございます。

かなり詰めた話をしてまいりましたが、ちょっとここで昨今話題のポイント制度という問題について。

ここにいらっしゃる皆さんは余りそうじゃないかもしれませんが、最近、財布の中にお札よりもポイントカードの方がたくさん入っている。もう五枚、十枚、下手するともっとたくさんポイントカードを、何というか、今どこのお店を利用しても何かポイントカード云々という話がたくさんあつて、今度の補正予算で新たにまた新たなポイントがスタートするやに聞いておりますけれども、通常、今あるポイントカード、この問題、家電量販店などで、これも量販店だけではないんですが、行われているわけです。

これ、委員の皆さん、クイズを出したいと思うんですが、このポイントというのは値引きですか、それともおまけですか、どう思います。あえて答えは求めません。値引きのようでもあり、おまけのようでもある。

しかし、消費者の側に立ったときにこのポイントというのはどういうふうにか映るかということになると、決してそういう言い方だけでは済まないわけでありまして。このポイントの法的な性格というものをどう見たらいいか、これは大変重要だということに思っています。消費者が対価によって獲得した権利、対価によって獲得した権利というふうに見ることができないかという見方。それから、今度、ポイントカードを発行する側からすると、どちらかというとそれは単なる恩恵です、

権利ではありません、だから当社の取組が変わればそのポイントは無効になる場合もあるんですよ、多分、トラブルがあつたときにはそんなふうになりそうなきがしてならないわけでありまして。こういう点について公取としてはどんなふうにお考えになるか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○政府特別補佐人(竹島一彦君)　そもそも法律的にどうかということになりますと、ちよつと荷が重いのでございますが、私どもの理解では、これは経産省の研究会が検討したものがございまして、それによりまして、ポイントプログラムは事業者と消費者との間の民法上の契約と評価される、したがって、ポイントの権利性や法的性質は当事者間の合意によつて決定されるというのが法律論としての整理のようでございますが。

具体的に私どもが扱っていますのは、特に家電量販店等が出しているポイントは、我々はこれは値引きであるというふうに取り扱っております。というのは、特に条件もなくそれで物が買える、要するにお金と同じような機能を与えられている、よつて値引きである。しかしながら、それが圧倒的に多いものですから値引きというふうに具体的に扱っておりますが、そうじゃなくて、ポイントをもらつても、そのポイントで今度は抽せんをいたしますと、それで当たる人、外れる人が出てきます。こうなつてまいりますとこれは景品だということですが、現実には我々が心配いたしますか、よく見ているのは値引きとしてのポイントでございます。

○津田弥太郎君　非常に答えにくい回答をしていただきましてありがとうございます。

値引きという位置付けになりますと、これはやはり一つの権利的なものとして、次回あるいは次回買物をするときに、そのポイントを使って更に値段を引いていただくということになるわけでありまして。特にヤマダ電機という量販店、公取でも前回、納入業者に対する従業員の不当使用ということで排除措置命令を出されておつたわけ

ありますが、こういうヤマダ電機のような、ちよつと私、具体的な名前を挙げて申し訳ないんですがあるライバル社との間でかなり厳しい値引き競争をやつていて、私の出身のところでは、ヤマダ電機に製品を納めている側なんだけれども、本当苦しいんですね。

市場価格がどんどん下がつていくものですから、それで製品を納めろ、その価格で納めなければおまえのところは要らないという話になるわけ、日本の国内でいい物づくりをしようと思つても、そういう値段で納めなければならぬとすればもう海外に行かざるを得ないという、行き過ぎた安売りが日本の国内の製造業を非常に破壊をしている、そんなような問題意識を私は持っているわけでございます。是非、これらについては後ほど経産省委員会の中でまた議論をさせていただきます。

さて、課徴金に關してであります、本法案では、不当な取引制限において違反行為を主導することの抑制という観点から、主導的役割を果たした事業者に対しては、課徴金の算定率が通常の場合より五割増しの一五〇というふうになることが盛り込まれているわけでありまして。

この課徴金算定率の五割増しのこの数値の根拠、これについて御説明をいただきたいというふうに思います。特に、五割増しが抑止効果にどのくらい貢献するのか、その辺についても御説明をいただきたい。

○政府特別補佐人(竹島一彦君)　なぜ五割にしたのかということでございますが、これは前回の法律改正のときに、繰り返し違反をした者については五割増しにすると。そのときは、やっぱり繰り返しやるというのはそうじゃない場合に比べると不当利得の程度が高いんだということを根拠に五割増しにさせていただきました。

今回、主導的役割、具体的にはカルテルや談合をやるときに幹事社みたいなことで割り振りをしたり連絡の窓口になつたりするような機能を果たす会社があるわけでございますが、こういった者

がより重い課徴金を課せられるということになれば幹事社を引き受けるのを思いとどまるだろうと。そこがねらい目で、加算した方がいいだろうというふうな考えまして、じゃ幾らにするのかと。繰り返しの場合の五割というものがやはり、これを横に引つ張つて、主導的な役割の場合も加算は五割がいいだろうと。それから、加えて、ヨーロッパにおきまして、ECは主導的なものについてはより厳しい制裁金を課すわけですが、我々の得ている情報では、EUの場合は四割弱ぐらいが加算されていると、これは平均でございますけれども。

そういったことも考えますと、五割が妥当ではないかと、こういうことで五割にさせていただきます。

○津田弥太郎君　主導的な役割ということについては適切な認定をしていただく、抑止の効果が果たされていくんだということを是非私はこの法律成立後期待をしたいというふうに思います。

さて、今回の法案で、ほかにも課徴金に關する幾つかの工夫が盛り込まれているわけでございます。その一つが課徴金の減免制度、いわゆるリニエーションに關して、同一企業グループ内の複数事業者が同一順位による共同申請を認めるということになつていられるわけでございます。

お尋ねしたいのは、今回のこの法案の成立後において、要件に該當する同一企業グループ内の複数事業者は、共同申請を行つてもいいし、これまで同様に単独申請を行つてもいいということになるのか、この事実関係の両端にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府特別補佐人(竹島一彦君)　それは、どちらを選択するのもその企業ないし企業グループの判断でございます。

○津田弥太郎君　そうしますと、単純に、自分たちの支払う課徴金、これを少なくするために共同申請を行うこともできます。一方で、余り指摘したくない話ですが、自分たちの支払う課徴金を増やしてでもライバル企業に損害を与えるために単

独申請をしてリニエンシーの枠を埋めてしまふ、そうすると、あとはもう一〇〇%支払わなきゃいけないということ、こういうこともあり得るんではないか。ある意味で、違反企業が戦略的に損得を考えて共同申請をするか単独申請をするかを選択できるということになるのかなと、そういうケースもあり得るのかなというふうに思うわけでありまして。これは本来のリニエンシーの趣旨から外れているんじゃないのかな。法律そのものでこの問題を解決しようとする、共同申請のメ

リットそのものも失われることになりかねない。竹島委員長におかれましては、私の指摘を受け止めていただいて、仮に実際の問題が生じた場合にはこれはまさに運用面の問題になるんだというふうに思いますが、これ対策をしつかり講じていただく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでございますか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 共同申請を認めることにいたしましたのは、今までは先着三名というところでございまして、同じグループ内で三名いたらもうあとは手を挙げて認められないということ、それでは十分な情報が集まらないではないかということで共同申請も認める、外国も共同申請は認めているということでお願いを申し上げているわけなんです。今、津田委員御指摘のように、自分が損してでもほかの企業がもう手を挙げて間に合わないように、三社なら三社のそのいすを自分たちで先にはばらばらで申請して埋めてしまおうと。これは正直、そういうふうに損得勘定をすると損なことをやる企業がいるとは私も想定をしていないんですが、あり得る話だと思います。あり得る話ですが、余り一般的には想定されない。これはもうあくまでも、早くあれすればただになったり五割引きになったり三割引きになったりすることなので、あえてそれを、ただになるものを、イの一番であれば、それを犠牲にしてまで埋めちゃうということとはちょっと想像しにくいんですが、そういうことが仮に多発するといえますか、そういうことになれば、おつ

しやるようにどこかおかしいねということになりますので、その場合は考えさせていただきたいと思えます。

○津田弥太郎君 私も余り考えたくないんですけども、世の中というのは、事実は小説よりも奇なりということわざがありますように何が起きるか分からないということでもありますので、是非そういうことも今後の検討の中に入れておいていただければなというふうに思うわけでござい

まして、このリニエンシーについて、今回、減免申請者数について、従来の三社から、今委員長がおっしゃいましたように五社というふうに拡大が行われたわけがあります。つまり、五社までは言ってみればメリットがありますよと、六社目からはアウトということになるわけでございます。

これ、衆議院での審議におきましてもこの理由について竹島委員長あるいは河村官房長官が答弁を行われております。ちょっと抽象的な物言いに終始をされているように私は見受けました。実際に、三社からの情報では対応が難しい、これに二社の情報が加わることで対応が可能になるんだという、こういう事例が果たしてどの程度あるんだろうか。私は、ちょっとそこら辺について私自身はよく分からないんです。

これ、委員長、適用事業者数を五社にしたというこの理由について、是非、衆議院段階での答弁以上の詳しい説明をしていただきたいと思

います。○政府特別補佐人(竹島一彦君) これは、三年前になりました。前回の改正を踏まえまして、その附則十三条を踏まえまして、審判制度の見直しという大きな問題があったわけですが、これらも含めて、内閣府に独禁法基本問題懇談会というものを設けさせていただいて、二年間議論していただいたわけでございます。

その中で、これは増やした方がいいんではないかと。その趣旨は、より良い情報が集まるということ、そういう提言をいただいているわけ

これは、確かに多い人に認めた方がいい情報が集まりやすい、しかし、だんだんとその付加価値は減ってくる、こういうものだと思いますし、たくさんの方の事業者がリニエンシーの道を開きちゃうと、何も急ぐことはないということになりますので、すべて一長一短がある。当初は先着三名ということにさせていただいて導入したわけですが、そのときも二社でいいかどうか、いや、もっと増やせという、いろんな御議論があった中で三社にさせていただいたということ、ござい

まして、私もとしては事前の、我々が具体的な端緒情報を持つていない段階で、すなわち立入調査をする前に情報が欲しいというのが本音でござい

ます。立入調査をした後の情報も意味がなくな

んですが、これよりも前の方が有り難い。それに對するインセンティブとして、やっぱり三社よりも増やした方が、何でその五社と、四社

じゃなくて五社というふうになりますと、これはかくかくしかじかというのをもう本当にクリアカットに御説明申し上げるのは難しいんです

が、今ある申し上げていきますような背景で、増やした方が、プラス、マイナスはあるにしてもリニエンシーの活用というものが促されて、それによつて公正取引委員会により役に立つ情報が入つて、それで法律の執行がより厳正化されると、こ

ういうことにつながるという考えの下に三社を五社にさせていただくと。ただ、事後は、五社に増やすと、これ付加価値の低い情報を何で三割引きのものに更に増やすんだということになりますので、それはもうやめま

す、それは。事後はもう三社までです。事前についてインセンティブを与えると、こういうこと

でございまして、なかなかクリアカットなお答えでなくて申し訳ございませんが、そういう次第でござい

ます。○津田弥太郎君 余り衆議院段階から進んでないん

でちょっと不満なんです。私は、今、竹島委員長がおっしゃいましたように、この適用事業者数の拡大ということを別に反

対というわけではないんです。おっしゃるようないろんなケースがあるだろうというふうに思いま

す。今回の適用事業者数が拡大することによつて、カルテルや入札談合の違反をしている企業側にとつて、今委員長がまさにおっしゃったように、様子見をしよう、まだ枠が残っていると、こ

ういう話ではないうね。ちよつとこれは余りいいことではないのかなと。過去三年間のカルテル、あるいは入札談合事件、事案における違反事業者数を見ますと、総数が四十件中の二十三件について、違反事業者数が五社以下になっているんです、五社以下に。これ、五社まで対象を拡大すると、これ六割近い事案において違反企業のすべてが課徴金減免の対象となりかねない。これはまさに俗に言う何だこりやという話になるわけでありまして、こはやっぱりちよつと、委員長もある面ではこのことについて

の危惧をお持ちだということでありまして、こはしつかり見ていかなきゃいけないことではないかなと。私のかかわっている出身組織の中で鉄管を造っている会社が三社ありまして、クボタとクリモトと日本鉄管という三社、この三社でいわゆる鉄管のシェア一〇〇%を占めております。何回か公取のお世話にもなつておるわけでござい

○国務大臣(河村建夫君) 今、竹島委員長からリーニエンシーの三社から五社への拡大の説明があったわけでございます。独禁法懇談会の意見も踏まえながら、政府としては現時点ではこの方法が最適ということで提案をさせていただいておるところでございます。しかし、今、津田委員御指摘のような視点も持たなきゃいかぬと思います。したがって、見直しを行う可能性は、これは否定できないと、こう考えます。

この法律には五年後の見直しという条項も付いておりますが、今後、独禁法を実際にこの改正をやって、施行状況を勘案して必要に応じて検討をやっていくと、こういうふうに考えます。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。

さて、今回の法案で懲役刑の引上げが盛り込まれ、これまでの上限三年が五年ということになっておるわけでございます。自由で公正な競争を確保するという、このためには違反者に対して厳しく罰則を科していくことは不可欠であるというふうに私も考えます。違反行為を抑止することにも、この懲役刑を引き上げることによってつながる可能性は高い。

今回の改正理由ともなっております他の経済関係法令などの比較で言えば、五年ではなくて七年とか十年ぐらい考えてもいいんじゃないか。あるいは罰金についても、上限の五百万円が据え置かれたままであります。これも私は引き上げた方がよかつたのではないかと、そのように思うわけでございますが、この改正案によって今後は実刑判決も出てくること、これは大変前進であるというふうに思います。

そこでお聞きしたいんですが、独禁法違反によって従業員等の個人が刑事罰を受けた例というのは何件、何人でしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) これまでに十四件でございます。

○津田弥太郎君 人数を。ちゃんと事前レクしたんだから。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 恐れ入ります。

ちよつと人数、今調べて、分かり次第お答え申し上げます。

○津田弥太郎君 百数十人いるはずですよ。私が聞きたいのは、件数はさることながら、その百数十人の人数の中に社長が入っているかどうかお聞きしたいんです。いかがですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 社長が入っているケースはないと記憶しております。

○津田弥太郎君 これ、末端の従業員が例えば業務上の横領を行うというようなことは、これはあると思います。しかし、カルテルとか入札談合、これを末端の従業員が単独でやるか。どう考えたってこれは考えられないわけでありまして、一般の従業員が自分の利益のためにカルテルとか入札談合、こんなのやるわけがない。業務上横領はやるかもしれない。

したがって、これ、どう考えてもこの業界の秩序維持を含めた会社の利益のためにそうした違反行為を、直接命令若しくは暗黙の指示、そういうことの下に行われているケースが私は一番多いんじゃないかなと、常識的に。河村長官はどう思われますか。

○国務大臣(河村建夫君) 社員が動く場合は会社の経営方針というのがやっぱりあるわけです。一方、しかし社員はいかに利益を上げるかということと第一線は頑張るわけでありまして、この点でこういう問題が起きる可能性がある。しかし、最終決断はやっぱりトップが責任を負う課題であろうかと、私もそのような感じはいたします。

○津田弥太郎君 そうなんです。ここが大変重要なんです。

これ、直接談合に参加をした、カルテルを計画をしてその相談に応じた人物というのは、ここに独禁法違反により刑事罰を受けた従業員等の役割についてというのを事前に公取から出してもらって見ているんですが、課長代理、係長、あるいは部長代理、課長、この辺が非常に人数多いんです。これ、かわいそうですよ。

私、通告をしていないのでは是非後ほど調べて教

えていただきたいんですが、この方々は懲役刑を受けた後どうなっているんだろうな。おまえはとんでもないことをしたんだと、我々とは違う裏の世界がありますけれども、お勤めに行つてこいという話になりかねない。言ってみればトカゲのしっぽ切り。しかし、しっぽが余りいんなことを言つてもらつちや困るから、お勤めが終わつた後はそれなりの対応をするから。多分これ、刑事罰を受けた人のその後のどうなつたかは調べてもらえれば分かると思うんだ。そういう裏の世界の話と同じになつていんじゃないか、これは非常に良くないわけでありまして、私は、やっぱりそういう点、ここはきちんと見ていかなくちゃいけない。

つまり、経営者というのは、御自分が直接非常に分かりやすく指示をしたかどうかということに言われればいろいろ問題が出るだろうと思えます。しかし、先ほど官房長官がおっしゃいましたように、これはどう考えたって会社の利益のためにやつていける、そのことについて最高責任者が全く罪に問われない、末端の係長だとか課長代理とか課長や部長代理が結局はお勤めをするというのはいかなるものかなというふうに思うわけでございます。そこところはやはりしっかりと今後見ていかなくちゃいけない。

これ、カルテルあるいは入札談合というのは、高度な企業意思によつて行われるということ。法人罰や社会的な制裁にとどまらず、経営の最高責任者にこそ私は刑事罰を適用すべきであるというふうに思います。そうしたカルテルや入札談合を根絶できる立場の人間に刑事罰を科さないから、いつまでもたつても繰り返して独禁法違反が行われる。トカゲのしっぽ切りと申し上げたのはまさにそういうことでありまして、現行法においても社長に刑事罰を科することは私は可能だということに思います。しかし、今後、実際にそうした対応も辞さない、公正取引委員会としてそういう決意を持って臨んでいただきたいというふうに思うんですが、竹島委員長からその決意を伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 今の御質問にお答えする前に、先ほどお答えできなかった人数ですが、平成の時代に独禁法違反により刑事罰を受けた従業員等の数は百二十七名、そのうち、役員、部長クラスが七十三名、次長、課長クラスが四十名、係長以下が十四名と、こういうふうになっております。

それから、御質問でございますが、御指摘のとおり、既に独禁法の第九十五条の二というのがございまして、いわゆる三罰規定、実行した営業部の社員、それからその法人、加えて代表者が、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人の代表者に対しては各本条の罰金刑を科するという、いわゆる三罰規定があります。

したがって、私どもは、刑事告発する場合に、代表者でも役員でも関与しているという事実が接すれば当然それは、それを含めて、もう既に名古屋の地下鉄談合等々ではそういうことをやつておりますが、現状を申し上げますと、日本の刑事というのはやはり供述というのを非常に重んずる、そうすると、中間のその営業部の人間が自分のところで収めようと、一切しゃべらない、後は、ということになりますと、そこに大きな壁ができていくわけでございます。私は日本の刑事司法、ちよつとそういう意味では難しい問題点を抱えているなと思つていますが、そういうことで我々としては、本来責任を取るべき者を告発するというのが筋でございますので、会社のために確かに私腹を肥やしているわけでもない従業員が刑事罰を受けている、そういうこともあつて実際は執行猶予が付いてしまふということになっていと思つていますが、これからはより厳正に刑事罰を科せるように刑事告発においては十分に努力してまいりたいと思つております。

○津田弥太郎君 終わります。

○委員長(櫻井充君) 河村官房長官、御退席いただいて結構でございます。

○荻原健司君 おはようございます。自民党の荻原健司です。

本日は、独禁法改正案について御質問をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、御質問に入る前なんですが、私も大変この独禁法につきまして興味を持っております。もちろん、先ほど来お話ありますように、経済憲法というようなこともあるわけなんですが、これ例えばスポーツ的に言えば、やはり公正な競争を行う上でのルールということですから、私なりにも大変興味を持っているわけなんです。ちょっとその背景を簡単に御説明をさせていただくと、これは度々委員会でもいろいろと、かつて標準化標準についてのときにもちょっとお話をさせていただいたんですが、私、議員になる前はかつてスキーの選手をやっておりました。やはりそういう中で目の当たりにしてまいりましたのが、スポーツのルールというのが都合の良いように変えられてきたという事実なんです。

歴史的に見ましても、日本人が国際大会、国際試合で活躍をいたしますと、その種目の中で日本人が勝てなくなるようなルール変更、ルール改正というのが度々なされてきた。多分、竹島委員長も御存じのことだと思います。本来スポーツというのはやはり能力、才能ということよりもやはり技術や能力です。そういう能力と能力がぶつかり合う、これは独禁法的に見ましても本当は理想的な世界のはずなの、実際には恣意的なルール変更やルール改正によりまして新しい能力の持ち主が参入するのを拒んでいるという事実もあるんだらうというふうに私は思っております。

ところで、つい先日、櫻井委員長のお招きによりまして先生方との懇親会を開いていただきました。その際、竹島委員長も御出席をいただいた中で少し歓談をさせていただいたときにスポーツのお話もさせていただいたのを思い起こしまして、ちよつとこれどうしてもやはり公正取引委員会の

委員長として何か御感想があればなと思つて伺いたいなと、いつか、思つていたので、今日そういうチャンスが巡つてきましたのでちよつとお答えいただければと思つておりますが、委員長は常日ごろから、いわゆる新規参入や競争の重要性、これをもう本場に語っておられるわけなんです。これまでも今お話しさせていただきましたこういうスポーツの世界での新規参入障壁というんでしょうかね、ルール改正とかルール変更、こういうものについて何か御感想ございますでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 荻原委員長が複合で大活躍されて、そのせいか存じませんが、その後ルールが変わつて、ジャンプよりも距離の方の比重が増えたという話は聞いていますし、それから、ジャンプの選手の場合にはスキーの長さが身長との間で一定の比率以上は駄目だということにされて日本人にとつて不利になったというように話も聞いたことがあります。スポーツファンとしては非常にけしからぬ話だと思つた記憶がございます。ルールは当然フェアでなきゃいけないし、そのルールの執行もフェアでなければいけないと思つております。

○荻原健司君 ありがとうございます。これは、もちろん事務方の皆さんにはこれ答弁書けなかつたと思います。本当に個人的な御感想をいただいて、ありがとうございます。

是非ともそういうスポーツの世界にも関心を持つていただいて取り組んでいただければなというふうに思つていますが、今そういうルールについていろいろとお話をさせていただきまして、実はスポーツと独禁法というのは意外と関係があるんですね。これはちよつと一つ興味深いお話を御紹介をしたいと思います。

多分御記憶のある方も多いと思いますが、かつてプロ野球で近鉄とオリックスが合併する際に、プロ野球の新規加盟問題について議論がありました。その際に、日本野球機構が六十億円の新規加盟料を定めていたことが問題となつたわけでありまして、それが問題になつた中で、かつて衆議

院の文部科学委員会におきまして質問が出たところ、当時の公正取引委員会の取引部長さんがその高額の新規加盟料につきまして、一般論として新規参入を不当に排除するということについて関心を持たざるを得ない事柄だという答弁をされております。それを受けて、やはり日本野球機構さんは考えたんでしょね、六十億円の加盟料を廃止をしたということになりました。

ですから、このようにスポーツの世界から見ましても、独禁法という法律は非常に身近な法律なんだというふうに思つております。もちろん、これからまた、スポーツビジネスというものが拡大してきております。スポーツ関連市場も拡大していくというふうに思つておりますが、多くのスポーツの場面でも独禁法にかかわる問題というのがクローズアップされていくことになるのではないかなというふうに思つております。

さて、それではいよいよ本題の方に入つていきたいなというふうに思つておりますが、今日は私、全体のテーマとしては、独禁法の国際比較というようにところでとらえて御質問していきたいというふうに思つております。

まず最初なんですけれども、これもまた皆さん御承知のことだと思いますが、先日、これ随分大きな報道をされたわけなんです。アメリカのインテル社の独禁法違反の事件についてであります。日本の新聞でも大きく報道されました。もちろん御存じの方も多いと思いますが、これは欧州の独禁当局に当たります欧州委員会がアメリカのインテル社に対して独禁法違反として過去最大のおよそ一千四百億円の制裁金の支払を命じました。ただ、これはインテル社は裁判で争う構えを見せておりますので、あくまで係争中という事件であります。ただただやぱり一千四百億という制裁金の金額の大きさは正直私も驚いております。すこいなというふうに思つております。

そこで、公正取引委員会にお聞きをしたいと思います。インテル社で問題となつたような競合企業を不当に排除をする市場支配的地位の濫用という

のが仮にこの我が国で起こつた場合、現在の現行法では、これは排除型私的独占に当たると思いますが、現行法ではどのような処分が科されることになるんでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 今回、ECがインテルに対して排除命令と千四百億円、日本円相当の制裁金を科す、こういうことがあつたわけですが、全くと言っていいその事件を既に公正取引委員会は三年前にやつておりました。これはインテルがアドバンスト・マイクロ・デバイスという、AMDという企業、これがライバルといいますが、インテルはもう八割、九割のシェアを持っていますからライバルと言えるほどのライバルじゃないんでございますが、これを締め出すために日本と同じようなことをやつたわけですね。相手は日本のパソコン製造メーカーでございます。これはインテルのものを買つてこないパソコンを作れないという事実上の問題があつて、そのときにAMDのものを使おうとして、AMDも一生懸命営業したものですからシェアが上がつたんです。いっとき一割近くに上がつてきて、それに危機感を覚えたインテルがリベートを使つて、自分のところから全部買つてくれるならリベートをあげます、九割買つてくれればという会社もありました。相手によつてやっぱりそれは交渉事でございまして、これは公正取引委員会が、やつてゐることはまさに排除型私的独占だということと命令を下しております。

ところが、この排除型私的独占は日本では課徴金の対象になっておりませんので、やめなさいという命令だけで済まざるを得ませんでした。同じことが、三年ぐらいたつて今ECがやつて、向こうは制裁金でございまして、十億六千万ユーロ、日本円にして千四百億円という大変大きな額の制裁金を科している。したがって、明らかにペナルティーは日本とECで違つてゐるわけでございます。そういうこともありまして、私どもは今回、排

除型私的独占についても課徴金の対象にしてくださいというようにもなされているわけですが、これからは同じような事件が起きた場合には課徴金の対象になるということになります。ただ、水準は相当違うということも認めざるを得ませんが、新たに課徴金の対象になるということでもあります。

○萩原健司君　ありがとうございます。

委員長の方から、かつてインテル社が日本でも同じようなことがあった、ただそのときにはやめなさいよと言えなかったと。しかし、先日の報道にもありましたように、欧州委員会の方ではおよそ一千四百億円の制裁金を科したということです。ですから、やはり日本の現行の独禁法と欧州が下した決定には随分開きがあるんだというふうに思っております。

加えて、その改正案、これは成立した後の場合についても少し、既に御紹介をいただきましたが、この改正案が成立した場合、今、先ほどお話ししたしました排除型の私的独占のケースであります。どういった処分になるか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君)　たまたまインテルを例に申し上げますと、今回の改正で排除型私的独占については、違反対象商品の売上高の製造業の場合は六％、小売業の場合は二％、卸売業の場合は一％を新たに課徴金を課しますと、こういうことをお願い申し上げているわけですが、先ほど申し上げたインテルの例で申しますと、日本インテルという会社がありまして、日本インテルという会社がアメリカから持ってきて、それで日本のパソコンメーカーに売っているわけですが、この日本インテルの一体業態は何ぞやということになりますと、恐らく卸売業なんだろうと思います。製造業ではない。卸売業だと仮にしますと、これは一％ということになります。それで日本インテルは、じゃ、しからばどれだけの売上高が日本国内であるのかと。年間約二千億円というふうな我々把握しておりますので、そうす

ると、これは最大三年間、課徴金が取れますので、二千億掛ける一％掛ける三ということになります。と六十億掛ける一％掛ける三ということになります。二十億掛ける三ですから六十億掛ける一％ということになります。これはあくまでもアバウトな例として、御参考までに申し上げます。仮に製造業だとその六倍ということ、六％でございますので六倍の課徴金があるということでございます。

○萩原健司君　ありがとうございます。

排除型私的独占、製造業で六％、小売業で二％、卸で一％で、インテルさんの場合に、仮にですけれども、インテルさんの場合がもしこういう事実があった場合には一％というふうなことになるという御答弁をいただきました。ありがとうございます。

ちよつと今日のテーマに沿ってなんですが、これアメリカ、例えばアメリカの場合にはこういう排除型私的独占を起した場合にどのような処分が科されることになっているんでしょうか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君)　アメリカの場合はシャーマン法二条で私的独占のことはやめてはいけないという規定がありまして、この違反に対しては刑事罰もあるということになっているんですが、具体的にアメリカの政府がやっていることは、刑事訴追はやっておりません、この種のものについては、そもそもこういうものに対しては非常に消極的でございます。今度共和党から民主党に替わって、反トラスト局長も替わりましたので、どうなるかはそれは分かりません。かなり積極的に運用するのではないということも言われておりますが、アメリカではこういうことが起きる場合には、罰金とか懲役刑とかという刑事罰はなく、裁判所に反トラスト局からこういう行為をやめさせてくださいという差止め請求をいたしまして、裁判所の判断でなると、こういう民事的といえますか、そういう扱いになっております。

ただ、この点は、本来シャーマン法二条で罰則まであるにもかかわらず運用上そうなっていないというところでございまして、一方で、今世界的に、日本、EU、アメリカ、この大きな市場支配的地位にある企業が、大きいこと自体は問題じゃないんでございますが、その地位を利用して相手を排除したり新規参入を阻害したりする行為というものについては、これは大変大きな論争点といえますが議論になっていまして、これをきちんとやるべきだという議論でございまして、EUはそういう意味じゃもう元々やっている、日本も今度課徴金の対象にする。

さてアメリカが、単独企業行動規制というんですけれども、カルテルや談合ではなくて、独りの企業が、マイクロソフトとかインテルとか、そういう特に知的財産権をバックに非常に強い力を持った者が今申し上げたような排除行為を働いた場合には規制をきちんとすべきだという議論が今行われていまして、世の中はだんだんそちらの方に収れんしていくんじゃないか。そういう意味じゃ、アメリカは道具は持っているが使わないという方針で今まで来ていました。その考え方がこれからもうそんなのかどうかというのは非常に注目して我々も見ているところでございます。

○萩原健司君　ありがとうございます。アメリカの事例も大変詳しくお答えをいただきました。いづれにしても、この独禁法についてはやはり国際的に随分いろいろと差があるのかなという感想を持っております。とはいえ、今、竹島委員長お話しのように、やはり悪はしつかり取り締まると、厳罰化の方向であるというお話をいただきました。

続いて御質問をいたしますが、先ほど来お話をさせていただいておりますこの度の欧州委員会の決定をいたしましたインテル社に対しての一千四百億の制裁金支払命令ということなんですが、この一千四百億円、これは随分やつぱり高額だなというふうな思っておりますが、この算出方法というのは御存じでしょうか、お答えいただければ有り難いと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君)　そのインテルの件に関してまだ欧州委員会は決定文というものを公表していません。決定文が公表されますと、どういう考え方で一千四百億円だということがあらかた分かるようなことに従来なっておりますが、そういう意味では決定文が公表されていませんの具体的なことは分かりませんが、ただ欧州委員会は、説明責任というんでしょうか、予測可能性を企業側に与えるという意味で制裁金についての算定のガイドラインを示しているわけ

です。それによりまして、そもそもその欧州委員会の制裁金というのは、全世界向けの売上高の一〇％を上限にして制裁金が科すことができると、こういうふうになっているわけですね。天井が非常に、一兆円の売上げが世界に対してあれば、それがまず、その一〇％というもので制裁金科し得るというのが向こうの制度でございます。

ただ、具体的に、じゃそれをどうやっていくのかというと、まず全世界というのはこれは上限の設定でございまして、具体的な制裁金は、欧州域内、欧州共同市場における売上高というものを調べまして、その三〇％をまず掛ける、これがまず基準のへそになるような制裁金なわけでございます。これに対してプラス、マイナスするわけ

です。プラスするのは、影響が非常に大きいとか、大企業だとか、そのマーケットは大変重要だとかというふうなことがカウントされるわけですが、それから、長い期間カルテルにしてもやっていたというふうなことは全部マイナス要因ですから、これは増額になります。それから、調査に対して協力していない、非常に非協力だというふうなものも全部増額の要因になるわけですね。それから逆に、そうでもない、協力もしたというふうな人は減額になります。先ほど申しました欧州統一市場における売上げ掛ける三〇％を標準にしてプラスとマイナスにそれぞれなると、どの場合は三〇％増しにするとか、そういうのが決められたわけ

です。

ここにそういったものが当てはめられた結果、千四百億円になった。ただ、ちなみに、だけでも、その千四百億円というのはインテルの全世界の売上高の四％でしかないといえ、でしかないわけで、絶対額は非常に大きいんですが、そういうことです。

○萩原健司君 ありがとうございます。

ヨーロッパでは、EUでは当該企業の全世界の売上高の一〇％、一割までを上限にということだそう。加えて、もちろんその基準というんでしょうかね、なるのが欧州域内での売上高に三〇％と、そしていろんな事案を勘案してプラス、マイナスするという御答弁をいただきました。ただ、やっぱり全世界の売上高というところまで見られるというのは随分すごいなというふうに思います。

もう少しちょっと制度的な中身詳しく伺いをしたいというふうに思いますが、そうしますと、日本の独禁法とEUの独禁法、これ正確には競争法だと思いますが、今回のインテル社のような排除型私的独占に該当する行為が行われた場合に、今おっしゃったEU当局が科す制裁金の額と日本の公正取引委員会が科す課徴金の額、先ほどちょっと御説明もいただきましたけれども、この算出方法についてもう少し具体的に教えていただければ有り難いと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) EUというか、欧州委員会ですが、具体的には、欧州委員会が制裁金を計算するのは先ほど申し上げたようなことでございまして、上限は全世界の一割というところでございまして、これはあくまで上限でございまして、具体的にはその欧州市場の売上高の三〇％が基準になって、そのプラス、マイナスされています。したがって、欧州の制裁金というのはかなり裁量的なわけですね。日本における懲役刑や罰金刑と同じように、上限として裁判官がそれぞれ個別具体的に判断して決まるというのと似ているわけでございます。

一方、日本の課徴金制度というのは、一定の要件にはまればもうそれで一定率、排除型の場合に、これが製造業であれば六％、売上げの六％いただきますと、こういうことになっていまして、以上でも以下でもない、六％なわけですね。カルテル、談合の場合は一〇％というのをいただくといいことになっていまして、基本的にそこが違うわけでございます。

性格的にはどちらも行政制裁金、EUの場合はもう典型的な行政制裁金なわけですね。したがって、協力したかとかしないかとかということも含めて加減算するわけでございます。かなり、懲罰的と言いたい過ぎですが、裁量型の制裁金。一方、日本の課徴金も最近こうやって算定率を上げてきたり、首謀者になったら五割増しだとか、繰り返したら五割増しだとかとなると、何か制裁性が強まっているんじゃないかと。確かに、我々もそれを考えてお願いをしているわけでございます。制裁性は強めているつもりでございます。

そういう意味じゃ同じような制裁金ではないかという点なんですが、しかし日本の場合には非常に画一的にしている、そんな裁量を持ってやらずに、もう画一的にやっているという意味で違ひがあります。そのこともあったり、日本全体におけるほかの経済犯罪に対する場合に課徴金なり罰金というものはどうなっているかという点のことと、のやっぱバランスも現実問題考えなきゃいけないということで、EUとの間には非常に大きな差がある。

EUもこれ昔からそうじゃなくて、この数年、大変アグレッシブにやっているわけでございます。アメリカを今や追い越すぐらいに大変厳しい執行をしているということでございまして、したがって、絶対水準を日米欧で合わせなきゃならぬかということについては、私はそうじゃない、日本できちんと独禁法が守られればいいんで、甘く見られて、そのぐらいたったらもう大したことはない、捕まっただけの話だということではこれいけませんけれども、やっぱりこれはちゃんと守らないとまずいというふうに事業者が思っている。

ただけるようなものにするということが、これは抽象的でございますが、それが一体幾らなのか、現行の基本一〇％がそれで十分なのか、いや違うのか。それは、これからの執行を積み重ねていくことによって、全然引き上げても違反行為は減らないというようなことになりまして、やっぱり算定率が低過ぎるということになりまして、それから、またそのときはお願いを、国会にその改正案をお願いするというようなことになろうかと思っております。

現状は今申し上げたようなことで、制度的な違いもありますし、アメリカはアメリカでまた違うんですけれども、そういった現状にございます。

○萩原健司君 ありがとうございます。

ちょっと整理をいたしますと、要するに排除型私的独占に該当する行為を企業が起こした場合に、EUの場合には、当該企業の全世界の売上高の一〇％までを上限にした制裁金が課されると、また、その算出方法については捜査に協力したか否かで上下限があるというふうな御答弁をいただきました。また、日本の場合には、当該企業の問題となつて商品やサービスの国内売上高の製造業で六％、小売で二％、卸で一％という、それがもう上下限なしで、決まった割合で課徴金が課されるという御答弁をいただきました。

〔委員長退席、理事増子輝彦君着席〕

いずれにしても、EU、欧州委員会、また日本、公取さんが今改正案を出しているに当たって、公取さんだけでなく、やはり処分の違いもあるのかというふうな感想を持っております。ただ、もちろん今、竹島委員長おっしゃったように、処分の重いか軽いかということと単純に国際比較をして、だからこうなんだということを私は言うつもりはありません。是非、公正取引委員会におかれましては、カルテル、入札談合だけではなく、先ほどお話ししましたけれども、ガイドラインの整備、こういったものを通じて私的独占や不公正な取引方法につきましても積極的な取組を、取締りをお願いしておきたいというふうに思っております。

思っております。続きまして、次の質問は、カルテルまた談合に関する刑事罰の罰則強化について御質問をしたいというふうに思います。

先ほどの質問も幾つかあったところでございますが、改めて伺いたいと思っております。今回の独禁法改正案におきましては、カルテルや入札談合といった不当な取引制限の罪につきまして懲役刑の上限が三年から五年に引き上げられることになっておりますが、まず過去のカルテル関連の刑事事件におきましては実際にどのような刑事処分を科されているのか、御紹介いただければ有り難いと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 過去、刑事処分された人数は、人数ではございまして、刑事処分された事件数は十四件。それで、平成のみでございまして、それに関係した人数は百二十七名というのを御答弁申し上げます。平成十九年の二月で最新の例を申し上げますと、平成十九年の二月でございまして、名古屋市の市営地下鉄の土木工事の入札談合事件というのがございまして、これは刑事告発したわけですが、そのときに五名に対して有罪判決、そのうち最高は懲役三年、執行猶予五年ということで、現行の懲役三年以内の最高刑が出たということが一つあります。

それから、その一年前といいますか、平成十八年十一月、これは東京高裁におきまして、旧日本道路公団発注の鋼橋の入札談合事件、これの受注業務に従事した者七名に対して有罪判決が下されて、そのときの最高は懲役二年六か月、執行猶予四年ということになっております。

○萩原健司君 ありがとうございます。

平成十九年の名古屋の事案につきましては、現行法で言う三年、このマックスが出たということなんです。また十八年の東京での事件については二年六か月ということ、現行法での上限三年に、もちろん三年も出たということですが、この三年に随分近い例が出ているというふうにお伺いをいたしました。

今度、これで改正をいたしますと、この上限が三年から五年に引き上げられるということなんです、ちよつとその理由や背景もお伺いしたいと思ひます。もちろん、今御答弁いただきました、やはり三年というのが出たからという現実的な問題もあるかと思ひますし、もちろん国際的な問題もあろうかと思ひますし、その理由また背景について御説明いただければと思ひます。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘のとおりでございます。そもそも日本は、口幅つたいんですが、経済犯罪に対するペナルティーが弱いと私はかねてから思つております。独禁法の違反行為に対するペナルティーもしかりであるというふうには思つておりますが、これは罰則のレベルというのはいくら横並びということ、バランスというのがどうしてもあるわけなんです。そういう中で、よく見えますと、金融商品取引法とか特許法の場合には十年以下というふうになっていて、独禁法は十年以下というふうになっていないのはちよつと余りにも弱過ぎるではないかということでございます。

それで、廃案になった後、いろいろ関係方面と再度折衝いたしまして五年と、先ほど申し上げた三年という上限も出たことでもあるし、五年に引き上げようということでございます。

かてて加えて、アメリカは数年前に十年に、十年以下に懲役刑の上限を上げております。それから、イギリスでは五年というふうになっていないこと、少なくとも五年に延ばさなきゃいけないだろうということ、今回お願いを申し上げております。

ちなみに、五年ということになって、それなりの判決が懲役刑が出てまいりますと、従来は民間人について実刑は一回も、一件もないわけでございますが、実刑ということになってくる可能性が増える、執行猶予付けられないということに、そういう世界に入つてまいりますので、そのことも抑止力になるんじゃないかというふうに思つて

おります。

○荻原健司君 御答弁いただき、ありがとうございます。

かねてから委員長は経済犯罪についての取締りが弱いんじゃないかというふうに見られていたというお話もいただきました。

今、ちよつとアメリカでの取組というんでしょ、アメリカの場合についても御説明をいただいたわけなんです、実はこの次の質問にしようとしていたことなんですけれども、例えばアメリカ、今年という、十年以下というお話がありました、ほかの海外の国の事例なんというのがもしあれば御紹介いただければ、例えばアメリカの隣のカナダとか、何かもしあれば御紹介いただければと思ひます。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) カルテルに關した個人に対する罰則ですが、アメリカは今申し上げましたように上限が十年でございます。イギリスは五年、ドイツは入札談合については五年、フランスは四年、カナダは十四年、これも二〇〇九年、今年の改正によつて五年だったものを十四年間に引き上げると、施行は来年三月からということになっております。それからオーストラリア、現在、改正法案が国会で審議中のごさいます、これは、現在は刑事罰の対象になつていないものを新たに十年以下ということ、カルテルに關した個人に対する禁錮刑が設けられるということになつております。それから、お隣の韓国は三年ということになつております。

○荻原健司君 ありがとうございます。

そういたしますと、カルテルや談合に關する刑罰につきましまして、アメリカの場合にはカルテル、談合行為を行った個人に対して十年以下、これは十年以下の禁錮刑だったと思ひますけれども、禁錮刑が科されるというお話でした。また、カナダは五年から大幅に十四年まで引き上げたというお話もいただきました。

日本の場合には、現行法では三年以下、先ほど事例として三年というのが出たということなんです

が、現行法では三年以下の懲役刑で、かつ實際上は執行猶予がほとんど付いていたというふうに思ひます。そういう意味でも、やはり国際的に見ますと違いがあるのかなというふうに思ひます。

(理事増子輝彦君退席、委員長着席)

ちよつとアメリカの今年というお話があったところ、申し上げたいんですが、アメリカはこれ禁錮刑ですから、十年以下の禁錮刑ですから執行猶予も何も付かないということなんです。ですから、これはカルテルを起こした個人がもう本当に牢獄に入れられてしまふという大変厳しいものがあるのかなというふうに思ひますし、繰り返してすけれども、日本の場合には、現行法では三年以下、かつ実際は執行猶予が付くケースがほとんどであるというふうに理解をしております。

先ほどの制裁金、課徴金についてもお話をさせていただいたわけなんです、もちろん諸外国との制度の違いというのはあると思ひます。また、私もここで、だからこうすべきだ、あつすべきだということ、申し上げるつもりもありません。いづれにしても、この今回の独禁法でカルテル、談合を行った個人に対する懲役刑の上限を三年から五年に引き上げると、こういう厳罰化の流れは評価をしたいというふうに思ひます。やはりカルテル、談合という重大な犯罪を起こした人にとっては責任を取つてもらうと。

先ほど御質問の中で、実際に、じゃ懲役刑を受けている方が課長さん代理とか部長さん代理、係長さんというふうなお話があつて、本来であればやはり経営責任者こそ刑事罰を与えるべきだ、というお話もありました。もちろん私もそういうふうにご感じておりますけれども、是非とも、こういう厳罰化の流れの中で、やはり罪を犯した人にとってはしっかりと責任を持つていただく体制を整えることは必要だと思ひますので、今後とも厳格な対応をよろしくお願ひしたいと思つております。

ちよつと時間が早いんですが、用意をさせていただきます。いただいた質問はもう最後になってしまいました。最後にありますけれども、グローバル化の流れ

の中で、今まで議論してきましたような制度の国際的な調和という点だけではなくて、実際の取締りの場面におきましても公正取引委員会が各国の独禁当局としっかりと連携をしていくことも大変重要であると考えております。

企業がもう今や国境を越えて活動をしている中で、独禁当局だけが国内にしか目を向けていないというのは良いわけはありません。国際的なカルテル事件もしっかりと取り締まるためには、各国の独禁当局と緊密な連携ができるように今回の独禁法改正案では海外当局との情報交換に關する規定を導入されております。

竹島委員長におかれましては、ふだんから海外の独禁当局の方とも精力的にお会いになつて御議論をされておりますけれども、今回の情報交換に關する規定を整備した趣旨と各国の独禁当局との連携に關する意気込みをお伺いしたいなというふうに思つております。お願ひいたします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘のとおり、カルテル事件にしても企業結合案件にしましても、国境をまたがる件数が非常に大きくなつて、特に大企業が關与するものが多いわけでございます。そういう時代になつていくわけでございます。私どもは、アメリカ、EU、韓国等々と緊密な情報交換をしているわけです。特にアメリカやEUとの間はその程度が高いわけでございます。今回、情報交換の根拠規定を設けていただくと、これは、もう既にやつてきているわけですが、やはりそれは日本がこういうことをやれば向こうもやつてくれるという、いわゆる相互主義みたいなことを踏まえて情報交換をする。

それから、使用目的は、先ほど守秘義務の話が出ましたけれども、それ以外には、競争法の審査以外には使わないとかそういう縛りを掛けて、お互いちゃんとしたルールの下で情報交換しようというのを従来から事実上やつておりましたのですが、これをきちつと明確化するという趣旨でございます。かくなる上は、更に二国間の独占禁止協力協定に基づく情報交換もありますけれども、

ども、一方では経済連携協定というのを今、日本はいろんな国と結んでいるわけですが、ASEANの国のみならずもういろんな国とやっています、その中に一章、競争に関する章というのがありまして、同じように二国間の独占禁止協力協定と同じような規定が設けられておりますので、これからは国際カルテル事件、それから国際的な合併ということについてどんどん増えてくる可能性もありますので、きちんと今回の規定の整備を踏まえて各国との連携も密にしていきたいと思います。

経済産業省としてしっかりと連携をしていただいて、引き続き御活躍をいただきますように、委員長を始め公取の皆さんにお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(櫻井充君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○荻原健司君 ありがとうございます。力強い御答弁をいただきましたので、是非その意気込みで取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、二分失礼をさせていただきますが、まさに今回の改正案というのはグローバル化の中の制度の国際的な調和であるとか、先ほど、今御答弁をいただきました海外当局との連携という意味におきまして、まさに時宜を得た改正内容だということは非常によく理解をできました。

○委員長(櫻井充君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十八日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会



最初にスポーツのお話をさせていただきましたが、また締めくくりにちょっとスポーツのお話をさせていただきますが、やはりスポーツの世界では何よりもフェアプレーというものが一番重要であります。冒頭にルール変更のお話もさせていただきましたいたわけなんです、ルールも含めまして、いかにフェアネスさというものを確保するかが今後ともスポーツの世界で大変重要な課題でありますし、もちろん経済においても同様であるというふうに思っております。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「分割」の下に、「株式移転」を加え、「第二十條」を「第二十條の七」に改める。

第二条第九項を次のように改める。

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者に対し、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者によりこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(新たに継続し

て取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不当な対価をもつて取引すること。

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするよう、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二条第十項を削る。

第七条第二項中「事業者」を「次に掲げる者」に改め、同項ただし書中「三年」を「五年」に改

め、同項に次の各号を加える。

一 当該行為をした事業者

二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

第七条の二第三項中「前二項」の下に「及び第八項」を加え、同条第五項中「及び第七項」を「第十項及び第二十條の二から第二十條の五まで」に改め、「次項に該当する場合を除き、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

第七条の二第六項中「この項において同じ。」を「この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。」又は第四項に、「第四項を「第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

第七条の二第六項第一号中「第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十三項若しくは第十六項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同項第二号中「第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十三項若しくは第十六項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同条第七項第一号中「及び次項」を「次項及び第二十五項」に改め、同条第八項中「第一号及び第三号」を「第一号及び第四号」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に、「第二号及び第三号」を「第二号及び第四号又は第三号及び第四号」に

改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十五條第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

第七条の二第九項中「第七項第一号」を「第十項第一号」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「数が三」を「数が五」に、「である場合」を「であり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が三以下である場合」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に改め、同条第十項中「第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は前項第一号」を「第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号」に改め、同条第十一項中「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第十三項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同条第十二項中「第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号」を「第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号」に、「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第一号中「当該事業者」の下に（当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ。）を加え、同項第三号中「に對し」の下に（当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して

当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者以外の事業者に對し）を加え、「他の事業者が」を削り、同条第十三項中「第七項」を「第十項」に改め、「第十六項において同じ。」を削り、同条第十四項中（第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）を「又は第四項」に、「第四項から第六項まで、第八項又は第九項」を「第四項から第九項まで、第十一項又は第十二項」に改め、同項ただし書中「第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項」を「第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項」に改め、同条第十六項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、「含む」の下に「又は第四項」を、「する際に」の下に（これらの規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに）を加え、同条第十七項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十八項中「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十九項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「会社」を「法人」に改め、「含む」の下に「及び第四項」を加え、「第十三項及び第十六項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「前各項」の下に「及び次項」を加え、同条第二十項中「前項」を「前二項」に、「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同条第二十一項中「実行期間」の下に（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）を加え、「三年」を「五年」に改め、同条第十九項の次に次の一項を加える。

第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為

為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「当該事業者に對し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。）に對し、この項（次項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第四項中「当該事業者に對し」とあるのは「特定事業承継子会社等に對し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第二十二項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

第七条の二第九項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料

料の提出を単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。

一 当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時に相互に子会社等（事業者の子会社（会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項において同じ。）の関係にあること。

二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該報告及び資料の提出を行つた日からさかのぼり五年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。

三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したとき。

ロ その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第七条の二第六項の次に次の二項を加える。

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに

応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く）。

第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」とする。

第七条の二第三項の次に次の一項を加える。

事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるもの）に限り、第二項の規定に該当するものを除く。をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。第二十七項において「違反行為期間」という。）における、当該行為に係る一定の取引分野において当該事業者が供給した商品又は役務（当該一定の取引分野

野において商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。）及び当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者が当該事業者が供給した当該商品又は役務（当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第八条の二第一項及び第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第八条の三中「第三項から第五項まで、第七項から第十三項まで、第十七項、第十八項及び第二十一項」を「第三項、第五項、第六項（ただし書を除く）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く）、第二十二項、第二十三項及び第二十七項」に、「第八条第一項第一号」を「第八條第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項本文」に改め、「次項に該当する場合を除き」を削り、「同条第七項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「又は第四項から第六項まで」を「又は第五項から第九項まで」に、「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第十三項各号列記以外の部分中「第一項に規定する違反行為をした事業者」とあるのは「次条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為をした事業者団体の特定事業者」と、「二

以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」と、「第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する」とあるのは「第一号に該当する」と、「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「一の事業者」とあるのは「一の特定事業者」と、同項第一号中「二以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」と、「事業者」とあるのは「特定事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第十五項及び第十六項に、「同条第十二項」を「同条第十七項」に、「が行つた」とあるのは「当該特定事業者が行つた」を「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者（当該特定事業者）」に改め、「当該特定事業者」と「の下に」、「及び当該事業者」とあるのは「及び当該特定事業者」と、「他の事業者」とあるのは「一の特定事業者」と、「一以上の事業者」とあるのは「一以上の特定事業者」とを加え、「他の事業者」とあるのは「他の」を「対し（当該事業者）」とあるのは「対し（当該特定事業者）」と、「以外の事業者」とあるのは「以外の」に、「同条第十三項」を「同条第十八項」に、「同条第十七項及び第十八項中「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」とあるのは「第四項、第五項、第八項又は第九項」を「同条第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは「第一項」と、「第一項、第四項から第九項まで」とあるのは「同項、第五項、第六項」と、「第十二項又は第十九項」とあるのは「又は第十二項」とあるのは「第五項、第六項」と、「第十二項又は第十九項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第二十七項中「第四項に規定する違反行為については、違反行為期間」とあるのは「実行期間」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け

第九条第五項第二号中「次条第二項」を「次条第三項及び第四項」に改め、同条第六項中「前項」

を「第四項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第九条第四項を削る。

第十條第二項を次のように改める。

会社であつて、その国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）と当該会社が属する企業結合集団（会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。以下同じ。）に属する当該会社以外の会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。）その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額（以下「国内売上高合計額」という。）が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式取得会社」という。）は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定

める金額を超えるもの（以下この条において「株式発行会社」という。）の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるときは受益者となる議決権の行使について受託者に指図を行うことができない場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。）において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等（第四項において「当該株式取得会社以外の会社等」という。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、百分の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十條第三項中「国内の会社が有する議決権には、」を「当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）を、当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。）次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項に

おいて同じ。）の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権を含むものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。）及び」に改める。

第十條第四項を次のように改める。

第二項の場合において、当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）を、当該株式取得会社以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議決権及び当該株式取得会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が業務として所有する株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十條に次の六項を加える。

会社の子会社である組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法

律第九十号) 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(次条第一項第四号において単に「投資事業有限責任組合」という。)及び有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号) 第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの(以下この項において「特定組合類似団体」という。)に限る。以下この項において同じ。)の組合員(特定組合類似団体の構成員を含む。以下この項において同じ。)が組合財産(特定組合類似団体の財産を含む。以下この項において同じ。)として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社の子会社である組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるところ又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。)には、当該組合の親会社(当該組合に二以上の親会社がある場合にあっては、当該組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会社であるものをいう。以下この項において同じ。)が、そのすべての株式の取得をしようとするものとみなし、会社の子会社である組合の組合財産に株式発行会社の株式が属する場合(会社の子会社である組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合員全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。)には、当該組合の親会社が、そのすべての株式を所有するものとみなして、第二項の規定を適用する。

第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項の規定による届出を行った会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

公正取引委員会は、第十七条の第二項の規定により当該届出に係る株式の取得に必要措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間(公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出(以下この項において「報告等」という。)を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内に、株式取得会社に対し、第四十九条第五項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が、当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合

二 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の第二項の規定により当該届出に係る株式の取得に必要措置を命じようとするときは、同項の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない。

第十一条第一項第五号中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に

改め、同条第二項中「国内の」を削り、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項ただし書中「次の各号の一に該当する場合」を「すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の第二項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは、「合併会社」と読み替へるものとする。

第十五条第四項から第七項までを削る。

第十五条の第二項中「国内の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、すべての共同新設分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十五条の第二項第一号中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項第二号中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、同項第三号中「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に、「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」を「国内売上高」に改め、同項第四号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」を「国内売上高」に、「十億円」を「三十億円」に改め、同条第三項中「国内の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、すべての吸収分割をしようとする会

社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十五条の第三項第一号中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項第二号中「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に改め、同項第三号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」を「国内売上高」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項第四号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に改め、同条第七項中「前条第五項から第七項まで」を「第十条第八項から第十項まで」に、「第二項及び第三項(前項において読み替へる準用する場合を含む。)」を「第二項」に、「前条第五項及び第七項中「合併」を「第十条第八項及び第十項中「株式の取得」に、「同条第六項中「合併」を「同条第九項中「株式の取得」に、「共同新設分割又は吸収分割」を「共同新設分割又は吸収分割」に、「合併会社」を「が株式取得会社」に、「共同新設分割」を「が共同新設分割」に、「会社」と読み替へる」を「会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは、「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替へる」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

第十五条の三 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同株式移転(会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)をしてはならない。

一 当該共同株式移転によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該共同株式移転が公正な取引方法によ

るものである場合

会社は、共同株式移転をしようとする場合に
おいて、当該共同株式移転をしようとする会社
のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合
計額が二百億円を下回らない範囲内において政
令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一
の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下
回らない範囲内において政令で定める金額を超
えるときは、公正取引委員会規則で定めるとこ
ろにより、あらかじめ当該共同株式移転に関す
る計画を公正取引委員会に届け出なければなら
ない。ただし、すべての共同株式移転をしよう
とする会社が同一の企業結合集団に属する場合
は、この限りでない。

第十条第八項から第十項までの規定は、前項
の規定による届出に係る共同株式移転の制限及
び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の
規定による命令について準用する。この場合に
おいて、第十条第八項及び第十項中「株式の取
得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九
項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転
と、が株式取得会社」とあるのは「が共同株
式移転をしようとする会社のうち少なくとも一
の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「
共同株式移転をしようとする会社」と読み替え
るものとする。

第十六条第二項中「総資産合計額が百億円」を
「国内売上高合計額が二百億円」に改め、「(第五
項において「譲受会社」という。)を削り、「に」
を「いずれかに」に改め、同項に次のただし書を
加える。

ただし、事業等の譲受けをしようとする会社
及び当該事業等の譲渡をしようとする会社が同
一の企業結合集団に属する場合は、この限りで
ない。

第十六条第二項第一号中「総資産の額が十億円」
を「国内売上高が三十億円」に改め、「国内の」を
削り、同項第二号中「国内の」を削り、「最終の
貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上

高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、
同条第六項中「第十五条第五項から第七項まで」
を「第十条第八項から第十項まで」に、「第二項
(前項において読み替えて準用する場合を含む。)
を「前項」に、「第十五条第五項及び第七項中「合
併」を「第十条第八項及び第十項中「株式の取得」
に、「同条第六項中「合併」を「同条第九項中
「株式の取得」に、「に」と、「合併会社のうち少
なくとも一の会社」とあり、及び「合併会社」に
を」と、「株式取得会社」に、「事業又は事業上
の固定資産の譲受けをしようとする会社」を「事
業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする
会社」に改め、同条第三項から第五項までを削る。
第十七条の二第一項中「第十五条の二第一項」
の下に、「第十五条の三第一項」を加える。

第十八条第一項中「(同条第四項において読み替
えて準用する場合を含む。及び第五項)を「及び
同条第三項において読み替えて準用する第十条第
八項」に改め、同条第二項中「これらの規定を同
条第六項において読み替えて準用する場合を含む。
む」並びに同条第七項を「並びに同条第四項」
に、「第十五条第五項」を「第十条第八項」に改
め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は、第十五条の三第二項及び同
条第三項において読み替えて準用する第十条第
八項の規定に違反して会社が共同株式移転をし
た場合に準用する。この場合において、第一項
中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同株
式移転の無効の訴え」と読み替えるものとする。
第二十条第一項中「手続に従い」の下に、「事
業者に対し」を加え、第五章中同条の次に次の六
条を加える。

第二十条の二 事業者が、次の各号のいずれかに
該当する者であつて、第十九条の規定に違反す
る行為(第二条第九項第一号に該当するものに
限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八
章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に
対し、当該行為をした日から当該行為がなくな
る日までの期間(当該期間が三年を超えるときは

は、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三
年間とする。)における、当該行為において当該
事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係
る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限
した事業者の競争者に対し供給した同号イに規
定する商品又は役務と同一の商品又は役務(同
号ロに規定する違反行為にあつては、当該事業
者が同号ロに規定する他の事業者(以下この条
において「拒絶事業者」という。)に対し供給し
た同号ロに規定する商品又は役務と同一の商品
又は役務(当該拒絶事業者が当該同一の商品又
は役務を供給するために必要な商品又は役務を
含む。)、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又は
その供給に係る商品若しくは役務の数量若しく
は内容を制限した事業者の競争者に対し当該事
業者が供給した当該同一の商品又は役務及び拒
絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同一
の商品又は役務)の政令で定める方法により算
定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業
を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百
分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の
課徴金を国庫に納付することを命じなければなら
ない。ただし、当該事業者が当該行為に係る
行為について第七條の二第一項(同条第二項及
び第八條の三において読み替えて準用する場合
を含む。次条から第二十条の五までにおいて同
令(当該命令が確定している場合に限る。第二
十条の四及び第二十条の五において同じ。)、第
七條の二第十八項若しくは第二十一項の規定に
よる通知若しくは第五十一條第二項の規定によ
る審決を受けたとき、又はこの条の規定による
課徴金の額が百万円未満であるときは、その納
付を命ずることができない。

一 当該行為に係る事件について第四十七條第
一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日
(次条から第二十条の五までにおいて「調査
開始日」という。)からさかのぼり十年以内に、
前条の規定による命令(第二條第九項第一号

に係るものに限る。次号において同じ。若し
くはこの条の規定による命令を受けたことが
ある者(当該命令が確定している場合に限る。
次号において同じ。))又は第六十六條第四項の
規定による審決(原処分の全部を取り消す場
合における第二條第九項第一号に係るものに
限る。次号において同じ。))を受けたことがあ
る者(当該審決が確定している場合に限る。
次号において同じ。))

二 第四十七條第一項第四号に掲げる処分が行
われなかつた場合において、当該事業者が当
該違反行為について事前通知を受けた日から
さかのぼり十年以内に、前条の規定による命
令若しくはこの条の規定による命令を受けた
ことがある者又は第六十六條第四項の規定に
よる審決を受けたことがある者

第二十条の三 事業者が、次の各号のいずれかに
該当する者であつて、第十九條の規定に違反す
る行為(第二條第九項第二号に該当するものに
限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八
章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に
対し、当該行為をした日から当該行為がなくな
る日までの期間(当該期間が三年を超えるとき
は、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三
年間とする。)における、当該行為において当該
事業者が供給した同号に規定する商品又は役務
の政令で定める方法により算定した売上額に百
分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分
の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を
乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納
付することを命じなければならない。ただし、
当該事業者が当該行為に係る行為について第七
條の二第一項若しくは第四項若しくは次条の規
定による命令(当該命令が確定している場合に
限る。)、第七條の二第十八項若しくは第二十一
項の規定による通知若しくは第五十一條第二項
の規定による審決を受けたとき、又はこの条の
規定による課徴金の額が百万円未満であるとき
は、その納付を命ずることができない。

は、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令（第二十九条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二十九条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の四 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二十九条第九項第三号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納

付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令（第二十九条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二十九条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の五 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二十九条第九項第四号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額

が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令（第二十九条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分全部を取り消す場合における第二十九条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二十九条第九項第五号に該当するもの）であつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満

であるときは、その納付を命ずることができない。

第二十条の七 第七條の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、第二十条の二から前条までに規定する違反行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七條の二第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「これら」と、同条第二十三項中「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十四項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「並びに当該法人が受けた第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為、又は合併により設立された法人が受けた命令等」とあるのは「は、合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等」と、前各項及び次項とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十五項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは「違反行為」と、「前各項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する前二項及び第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「当該」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六までの規

公正取引委員会は、外国競争当局に対し前項

第九部 経済産業委員会会議録第十三号 平

下に、第一項の金額を還付する場合には当該金

二十二年五月二十六日【参議院】

の所持者においてその提出を拒むことについて

一 既に提出され、若しくは提出されるべき準

一九

備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠(前条第三項の規定により開示された書類を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八十三条の六 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁

判に対しては、即時抗告をすることができる。秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければならない。その効力を生じない。

裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第八十三条の七 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の規定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手段を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手段を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手段を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第八十四条第一項中「訴が」を「訴えが」に改め、「遅滞なく」を削り、「因つて」を「よつて」に、「求めなければならない」を「求めることができる」に改める。

第八十九条第一項中「三年」を「五年」に改め、同項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

第九十条第一号中「第八条第一項第二号」を「第八条第二号」に改め、同条第二号中「第八条第一項第三号」を「第八条第三号」に改める。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 第十一項第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第九十一条の二第一号を削り、同条第二号中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「報告書を提出せず」を「届出をせず」に、「報告書を提出した者」を「届出書を提出した者」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第十條第八項の規定に違反して株式の取得をした者

第九十一条の二第五号中「同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同条第六号中「第十五条第五項」を「第十五条第三項において読み替えて準用する第十條第八項」に改め、同条第七号中「(これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同条第八号中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第四項」に、「第十五条第五項」を「第十五条第八項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第十六条第六項」を「第十六条第三項」に、「第十五条第五項」を「第十條第八項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第九号中「(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同条を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第十五条の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十 第十五条の三第三項において読み替えて準用する第十條第八項の規定に違反して共同株式移転による設立の登記をした者

第九十三条中「十万円」を「百万円」に改める。

第九十四条の二の次に次の一条を加える。

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五条第一項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第三号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、「(第三号を除く。)」を削り、同条第二項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第三号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、「第九十一条第四号若しくは第五号(第四号に係る部分に限る。)、第九十一条の二第一号」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第九十五条に次の一項を加える。

第三項の規定により前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における

を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二條第一項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内）に、旧独占禁止法第七條の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがある者である場合における当該課徴金の額の計算についても、適用する。

（審決及び排除措置命令に関する経過措置）

第八條 新独占禁止法第二十條の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八條第四項、第五十三條の三若しくは第五十四條の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十條の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六條第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十條の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2 新独占禁止法第二十條の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八條第四項、第五十三條の三若しくは第五十四條の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十條の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六條第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十條の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新独占禁止法第二十條の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八條第四項、第五十三條の三若しくは第五十四條の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十條の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六條第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十條の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新独占禁止法第二十條の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七條第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八條第四項、第五十三條の三若しくは第五十四條の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十條の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六條第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十條の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

あるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九條の規定に違反する行為（新独占禁止法第二條第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十條の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六條第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十條の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

（事業者団体届出に関する経過措置）
第九條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第八條第二項から第四項までに規定する事業者団体の成立、届出に係る事項の変更及び解散に係る届出については、なお従前の例による。

（株式の取得又は所有に関する経過措置）

第十條 新独占禁止法第十條第二項及び第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う株式の取得について適用し、同日前に行う株式の取得又は所有については、なお従前の例による。

（合併、分割又は事業等の譲受けに関する経過措置）

第十一條 旧独占禁止法第十五條第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五條の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六條第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりされた届出であつて、この法律の施行の際旧独占禁止法第十五條第五項本文（旧独占禁止法第十五條の二第七項又は第十六條第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する三十日の期間又は旧独占禁止法第十五條第五項ただし書（旧独占禁止法第十五條の二第七項又は第十六條第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

2 施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸収分割又は事業等の譲受け（以下この項において「合併等」という。）をしようとする場合において、この法律の施行の際現に旧独占禁止法第十五條第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五條の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六條第二項（同条

第五項において読み替えて準用する場合を含む。の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならないとされていなかったときについては、なお従前の例による。

(共同株式移転に関する経過措置)

第十二条 新独占禁止法第十五条の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する新独占禁止法第十条第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以前に行う共同株式移転については、適用しない。

(合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。及び第五項又は第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。))並びに同条第七項において読み替えて準用する旧独占禁止法第十五条第五項の規定に違反して会社が合併、共同新設分割又は吸収分割をしたときにおける合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えについては、なお従前の例による。

(利害関係人の閲覧謄写請求手続に関する経過措置)

第十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規定によりされた事件記録の閲覧又は謄写の求めに対する処分については、なお従前の例による。

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十五条 新独占禁止法第八十三条の四から第八十三条の七までの規定は、施行日以後に提起された訴えについては、適用し、施行日以前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

(意見見制度についての経過措置)

第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについて適用し、同日前に提起された同条の規定による損害賠償に関

する訴えについては、なお従前の例による。

2 新独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において同じ。)の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとはみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条から第十一条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新独占禁止法

の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十一条 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十一条の四十七第七項第七号及び第十一條の四十九第一項第五号中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

(金融商品取引法等の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第五号二及び第五十六条の二第一項

二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第五十三条の十八第一項第二号

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条の三第一項第七号及び第二百条の三第一項第六号

四 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第四条の二第二項第三号

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二十一第一項第三号

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の二の四第一項

七 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七百一条第一項第五号ホ

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八條の三第一項第三号

九 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第十六項

十 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十二条第一項第十号

十一 信託業法(平成十六年法律第五十四号)

第五条第二項第九号

十二 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十九条第一項第八号(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第二十三条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七條の三中「第八条第一項」を「第八条」に、「前条第一項」を「第七條の二第一項」に改める。

(中小企業等協同組合法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

一 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第七十五條の二

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)第十條

三 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第一号)第二条第四項

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第二十五条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第八條中「第二十条」の下に「及び第二十条の六」を加える。

(銀行法の一部改正)

第二十六条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二項中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第三十条第四項中「営業」を「事業」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保

に關する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「新法第五十條第六項」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十五号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（以下この条並びに附則第七條及び第八條において「新独占禁止法」という。）第五十條第六項」に、「新法第四十九條第五項」を「新独占禁止法第四十九條第五項」に、「施行日前に開始」を「平成十八年一月四日前に開始」に、「施行日以後」を「同日以後」に、「施行日前に係る」を「同日以前に係る」に、「施行日前に開始」を「新独占禁止法」に、「施行日前に開始」を「平成十八年一月四日前に開始」に、「施行日以後」を「同日以後」に、「施行日前に係る」を「同日以前に係る」に、「施行日前に開始」を「新独占禁止法」に、「施行日」を「平成十八年一月四日」に改め、同條第四項中「新法第七條の二第十四項本文」を「新独占禁止法第七條の二第十四項本文」に、「施行日以後」を「平成十八年一月四日以後」に、「施行日前」を「同日以前」に改め、同條第五項中「新法第七條の二第十四項ただし書」を「新独占禁止法第七條の二第十四項ただし書」に、「から第六項まで、第八項若しくは第九項」を「から第九項まで、第十一項若しくは第十二項」に改め、同條第六項中「新法」を「新独占禁止法」に改める。

附則第六條の前の見出しを削り、同條を次のように改める。

第六條 削除

附則第七條の前の見出しとして「（審決及び納付命令に關する経過措置）を付する。

附則第七條第三項中「施行日」を「平成十八年一月四日」に、「新法」を「新独占禁止法」に、「第三項」を「第五項」に改める。

附則第八條中「施行日」を「平成十八年一月

四日」に、「新法」を「新独占禁止法」に改める。

五月十五日日本委員會に左の案件が付託された。

一、中小零細企業の經營安定のための対策に關する請願（第一九一五号）

一、コンビニエンスストアに対する不公平な取引を解決することに關する請願（第一九五一号）（第一九七一号）

第一九一五号 平成二十一年四月二十四日受理

中小零細企業の經營安定のための対策に關する請願

請願者 東京都目黒区自由が丘一ノ一七ノ

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六〇八号と同じである。

第一九五一号 平成二十一年四月二十八日受理

コンビニエンスストアに対する不公平な取引を解決することに關する請願

請願者 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄一六

紹介議員 姫井由美子君

次の措置を採らるたい。

一、フランチャイズ本部によるコンビニエンス

チェーン加盟店に対する見切り販売規制など、

不公平な取引実態を説明してその解決を図り、

加盟店の苦しい經營環境を根本的に改善すること。

理由

コンビニエンスチェーン本部が、加盟店に対して、優越的地位の乱用など不正な取引を行つてゐることは、三〇年以上前から問題となつてゐる。しかし、いまだに不正な取引が横行し、経営苦を理由とするコンビニエンスチェーンオーナーの自殺も相次ぐなど、状況は深刻であり、政治的に解決を図る以外に方法はない。公正取引委員會が適正に権

限を行使するよう監督すること、フランチャイズ取引を適正化する法律の制定を求める。

第一九七一号 平成二十一年五月一日受理

コンビニエンスストアに対する不公平な取引を解決することに關する請願

請願者 新潟県柏崎市田屋七、三九二 高

紹介議員 橋達也 外六十三名

この請願の趣旨は、第一九五一号と同じである。

五月二十二日本委員會に左の案件が付託された。

一、コンビニエンスストアに対する不公平な取引を解決することに關する請願（第二〇六二号）

第二〇六二号 平成二十一年五月十三日受理

コンビニエンスストアに対する不公平な取引を解決することに關する請願

請願者 広島県呉市焼山中央一ノ八ノ一一

紹介議員 上敏治 外八名

この請願の趣旨は、第一九五一号と同じである。